

軽油引取税

軽油の引取りに対して課税される県の税金です。

課税のしくみ

ガソリンスタンドなどで販売されている軽油の価格には、**1リットル当たり32.1円**の軽油引取税が含まれています。

ガソリンスタンドの経営者などの「特別徴収義務者」は、1か月分をまとめて広域振興局長に申告・納税します。

特例はないの？

船や農業用機械など、特定の用途に使う軽油は、免税となります。

なお、免税の取扱いは、石油化学製品製造業を除き、**令和6年3月31日まで**とされています。

また、「免税軽油」を使う場合は、事前に申請が必要ですので、最寄りの広域振興局までお問い合わせください。



そのほか、課税される場合

灯油や重油などを混ぜて販売したり使ったりする場合も軽油引取税が課税されます。この場合、広域振興局長に事前の申請やその数量に応じた税金を申告して納める必要があります。

不正軽油にご注意を

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、広域振興局長の承認なく軽油に灯油、重油などを混ぜた「混和軽油」や、軽油以外の石油製品から造る「製造軽油」などのことをいいます。

特に、近年悪質業者により大量に製造された不正軽油が軽油と偽って販売され、全国的に問題となっています。

これは悪質な脱税であるうえに、製造される過程で生成される強酸性の有害物質「硫酸ピッチ」の不法投棄や、排気ガス中の有害物質の増加により環境へ悪影響を与えるものです。

岩手県は、不正軽油の撲滅に取り組んでいます。

〈詳しくは、裏面をご覧ください。〉

《不正軽油の例》



軽油は県内で 買いましょう！

軽油引取税は、軽油の消費地の都道府県に納入されるような仕組みになっていますので、軽油はできるだけ県内で買いましょう。

バイオディーゼル燃料を 使用する方へ

自動車の燃料としてバイオディーゼル燃料のみ(100%)を使用する場合は、軽油引取税は課税されません。

バイオディーゼル燃料を軽油に混ぜて使用する場合は、あらかじめ広域振興局長の承認を受けなければなりません。この場合、バイオディーゼル燃料の部分に軽油引取税が課税されます。これを怠ると罰則の対象となりますので、必ず事前に広域振興局まで申請手続きをしてください。

なお、承認を受けなかった場合は、軽油の部分も含めた全量に課税されます。



不正軽油の製造・販売等は犯罪です！

関係者が全員処罰の対象となります

不正軽油は、製造した者だけでなく、製造の設備や原材料などを提供した者や、販売購入、運搬、あっせんを行った者など全関係者が罰則（罰金刑・懲役刑）の対象となります。

不正軽油は・・・



広域振興局長の承認を受けない違法な灯油や重油の混和は、絶対にやめましょう。悪質業者の甘い言葉に惑わされ、不正軽油の販売・購入などに関わらないようにしましょう。

岩手県は不正軽油の撲滅に取り組んでいます

広域振興局では、路上・事業所等での燃料油の調査を常時実施しており、不正軽油が発見された場合には罰則を厳格に適用します。

また、関係団体・機関による「岩手県不正軽油対策連絡協議会」を組織し、国・県・民間をあげて不正軽油の撲滅に取り組んでいます。

県民の皆さんのご協力を！

- 不正軽油に関する情報提供をお願いします。
- 【不正軽油の疑いがある例】
- ・見知らぬ業者から価格の安い軽油の売り込みがあった。
 - ・不審なタンクローリーが頻繁に出入りする倉庫がある。
 - ・自動車の燃料に灯油や重油を使っている者がいる。



不正軽油に関する連絡先

◆岩手県不正軽油対策連絡協議会

構 成 員	電話番号
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528
一般社団法人岩手県建設業協会	019-653-6111
公益社団法人岩手県トラック協会	019-637-2171
公益社団法人岩手県バス協会	019-651-0680
岩手県警察本部生活安全部生活環境課	019-653-0110
東北運輸局岩手運輸支局	019-637-2912
釜石海上保安部	0193-22-3820
岩手県環境生活部環境保全課	019-629-5356
岩手県環境生活部資源循環推進課	019-629-5366
岩手県復興防災部消防安全課	019-629-5151
岩手県総務部税務課	019-629-5146

◆お近くの広域振興局

広 域 振 興 局	電話番号
盛岡広域振興局県税部	019-629-6547
県南広域振興局県税部（奥州）	0197-22-2822
花巻県税センター	0198-22-4942
一関県税センター	0191-34-4661
沿岸広域振興局県税室（釜石）	0193-25-2715
宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9917
県北広域振興局県税室（久慈）	0194-66-9678
二戸地域振興センター県税室	0195-23-9216
不正軽油に関する情報の他、県税に関するお問合せはこちらまで。	